

□ 事業概要

1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

(1) 農地中間管理事業等

公社は、農地中間管法に基づき、知事から指定された府内唯一の機構として、大阪府が制定した基本方針及び「農地中間管理事業規程」に則り、多様な担い手への農地の集積・集約を図るとともに、遊休農地の解消及び未然防止に努め、大阪府域における農空間の保全・活用に資することをめざし取り組んだ。

事業推進に当たっては、大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（以下「農空間条例」という。）、市町村の農業施策、各地域の人・農地プラン等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意し、大阪府、市町村及び農業関係団体と連携するとともに、農地中間管理事業評価委員会の意見を踏まえ事業を推進した。

とりわけ、大阪府農政室及び各農と緑の総合事務所に設置された農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、大阪府や市町村の職員とともに、面整備が実施済みなど早期に取り組みが求められる地区を中心とした重点実施地区において、会合を開催し、人・農地プランの策定と農地中間管理事業の活用を働きかけた。また、農業委員会と連携し、農地利用最適化推進委員の活動としての集落座談会でも農地中間管理事業の活用を働きかけた。

なお、機構が農地所有者から農地を借受（農地中間管理権の取得）することの是非や借受けた農地を貸付ける者の選定は、公平かつ適正に行うため、農地中間管理権選定審査会での審査の上実施した。

① 農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理法で、事業状況を評価し、必要な意見を機構の代表者に述べるができることと規定されている「農地中間管理事業評価委員会」を平成29年5月31日に開催し、平成28年度の事業評価及び意見を得た。

この評価委員会の意見を踏まえ、効率的、効果的な事業展開を図るため、平成29年6月から借受希望者の応募を随時受付とし、毎月末に取りまとめ、公表の上マッチングを行った。



評価委員会の状況
(平成 29 年 5 月 31 日)

また、平成 29 年 8 月 1 日に農林水産省で行われた農地中間管理事業に関するヒアリングで、施設や果樹の原状回復に関する補助制度や中間管理事業の対象地域の拡大について要望を行った。

なお、平成 30 年 5 月 16 日に同委員会を開催し、平成 29 年度事業にかかる評価及び意見を得た。

② 借受希望者の募集状況

農地中間管理事業では、農地の借り手は農地中間管理法に基づき機構が実施する公募に応募された者に限られている。

公募は平成 28 年度までは年 2 回であったが、借受希望者の営農計画にあった貸借ができるなど希望者の利便性を高めるため、平成 29 年度は 6 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを募集期間とし、毎月末に募集を取りまとめ公表した。その結果は以下のとおり。

区分	応募者数 (者)	希望面積 (ha)	応募者の内訳 (上段:者、下段:面積 ha)				
			規模拡大 農家等	企業 (新規除)	新規参入		
					準農家	企業	就農者
6 月～ 3 月	207	84.4	101	24	7	12	63
			49.5	14.5	1.1	3.8	15.5
うち 重複者	7	1.5	0	0	2	0	5
			0	0	0.5	0	1
うち 取下者	3	0.6	0	0	0	0	3
			0	0	0	0	0.6
合 計	197	82.3	101	24	5	12	55
			49.5	14.5	0.6	3.8	13.9

③ 転貸実績（農地中間管理事業等）

平成 29 年度の転貸実績は、農地中間管理事業、市民農園、農空間条例により、80 戸に 28.7ha の農地を貸付けた。

その内、農地中間管理事業では新規貸付が着実に増加しており、市町や土地改良区と連携し面的な集積・集約化を図った。

転貸実績

事業名		貸付農家(戸)	面積 (ha)
農地中間管理事業	新規	54	24.5
	継続	23	3.6
市民農園		1	0.2
農空間条例		2	0.4
貸借合計		80	28.7

○農地中間管理事業

127 戸の農家から 26.6ha の農地を借受（農地中間管理権の取得）し、77 戸の農家や法人に 28.1ha の農地を貸付けた（平成 26、28 年度に農地中間管理権を取得した 1.5ha を含む）。

転貸の内訳は、規模拡大する農家や法人に新規に 20.8ha、法人を含む新規参入者に 3.7ha、機構事業と旧合理化事業からの更新が継続分 3.6ha となっている。

農地中間管理事業の貸借実績

区分	貸付者数(者)	面積(m ²)	貸付者の内訳（上段：者、下段：面積m ² ）				
			規模拡大農家等	規模拡大企業	新規参入		
					準農家	企業	就農者
新規	54	245,114	28	5	15	2	4
			181,641	26,263	18,828	5,456	12,926
継続	23	36,221	18	5	0	0	0
			20,956	15,265	0	0	0
合計	77	281,335	46	10	15	2	4
			202,597	41,528	18,828	5,456	12,926

④ 農地中間管理事業事例

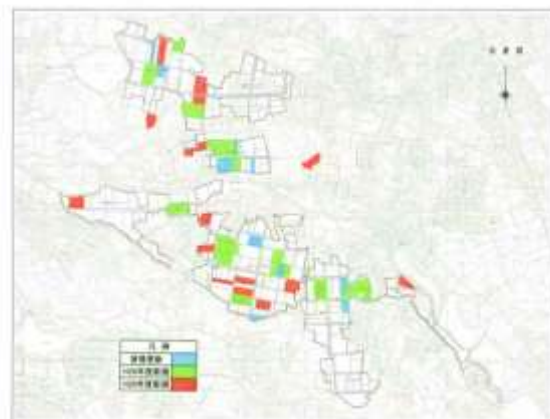
ア. 地域と連携した取組の例

【堺市中区陶器北地区】

市街地に近接した、基盤整備済みの農地が広がる地区。将来にわたり良好な農空間を保全するため、地域のリーダーである土地改良区の理事長及び役員との積極的な協力により、昨年度に引き続き、新たに2.2haの貸借を行った。

その結果、更新を含み地区全体で約6.7haの農地貸借が行われている。

事業のPRや地域への働きかけにより、集落での話し合いが促進され、人・農地プランの作成など、今後さらなる取組の拡大が期待される。



貸借農地の分布状況
(着色部が貸借を行った農地)

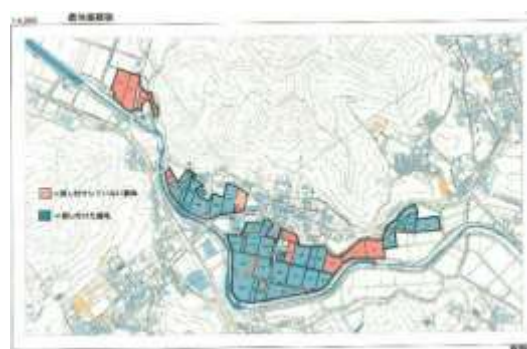
【能勢町栗栖地区】

町の中心の平地部に位置し、主要な道路に近く利便性がよい水稻を栽培する地区。地区内の経営体の多くが高齢化しており、担い手への集積の期待が高まっていた。

町、土地改良区が中心となり働きかけ、地区内の話し合いのもと、人・農地プランが策定された。機構では地域の要望である物納の取決めを策定し、プランに位置づけられた地区外の認定農業者に集積・集約(地区内農地面積8.8haのうち機構活用面積は6.6ha、担い手への集積率75%)を図った。これにより、地域コミュニティが保たれた形での担い手への転貸、農地の集積・集約が実現した。



栗栖地区



担い手への集積状況(青色部分)

【茨木市桑原地区】

安威川ダム工事に関連して実施されたほ場整備済の地区。

現在約 10 名の営農者がいるが、高齢化で営農できなくなった人が出てきた。営農組合が中心となって農地を守るための話し合いが持たれた結果、地区内の近接した農地の営農者が借受けることとなり 0.5ha の貸借を進めた。今後の人・農地プラン策定に向け、話し合いが継続されている地区である。



桑原地区

イ. 担い手の規模拡大の例

【羽曳野市誉田地区】

F 氏は羽曳野市内で果樹や野菜を施設栽培等で行い、インターネット等にて全国に販売している認定農業者である。

規模拡大を図るため、農地中間管理事業を利用して 0.1ha の農地を借受け、約 0.7ha の農地で高収益農業に取り組んでいる。



F 氏の栽培ハウス

ウ. 担い手の新規参入の例

【羽曳野市駒ヶ谷地区】

I 氏は農家や行政で組織する羽曳野市ぶどう就農促進協議会の会長である農の匠のもとで 2 年間研修を受けた後、市や農の匠の働きかけで、研修先の農地と隣接した 0.3ha の農地を借受け、認定新規就農者として独立した。

産地を守る後継者として、地域の中で期待されており、今後は、数品種のブドウを栽培していく予定である。



I 氏 農地状況

エ. ハートフルアグリの例

【富田林市楠風台地区】

PE 社は特例子会社として、平成 24 年度本地区に農地保有合理化事業により 0.5ha の農地を借受け農業に参入した（平成 28 年度末で 1.0ha を耕作）。

平成 29 年度にさらなる規模拡大の意向を受け、0.1ha の農地を貸付けた。農業経営では、富田林市の名産品である海老芋づくりに初挑戦した。また参入時 5 名であった障がい者雇用数は、平成 29 年度末には 30 名となっている。



PE 社の営農状況(えびいも)

【羽曳野市壺井地区】

TS 社は植物園等の管理で培ってきた経験を生かし、『食の健康』をテーマに農業を新規事業として選択し、0.3ha を借受けて参入した。

農業経営を進めるにあたり、障がい者雇用も視野に入れ、栽培しやすく付加価値のある軟弱野菜の栽培に取り組む予定である。



TS 社の営農状況

オ. 企業の新規参入の例

【富田林市東条地区】

リサイクル業を営んでいる SS 社は、0.2ha の農地を借受けて農業に参入した。市場流通量が少ない野菜を中心に、多様な顧客ニーズに対応できるような野菜の栽培に取り組む予定である。



SS 社の農地状況

カ．法人による機構事業の活用例

【和泉市坪井地区】

WE社は東京に本社を置き、栃木県、群馬県、大阪府、福岡県で自社農場を持ち、農産物の生産販売を行っている。

大阪府内では、和泉市及び堺市において農場を経営している優良な企業である。

本年度は和泉市坪井地区において約0.3haの規模拡大を行った。

これにより和泉市坪井地区で約1.4ha、同市仏並地区で約0.4ha、堺市中区畑山地区で約1.1ha、合計2.9haの営農を行っている。



坪井地区の営農状況

⑤ 関係団体との連携及び事業のPR

公社理事長が、大阪府農業法人協会会長及び大阪府「農の匠」の会会長と事業推進について意見交換する他、既農業参入企業経営者とも懇談した。

また、農地中間管理事業の活用を促進することを目的として、大阪府土地改良事業団体連合会及び大阪府農業経営者会議並びに大阪府農業法人協会と各々連携協定を締結した。

その他、大阪府農業会議をはじめ農業協同組合及び土地改良区等に事業説明を行い、さらに地域（集落）への働きかけを行った（計45回）。

事業調整については、大阪府農空間条例に基づき、大阪府、市町村、農業委員会、農協、公社等で構成される各市町村農空間保全委員会に参画するなど、情報共有や現地調査を行った（計87回）。



地域の実行組合会合で働きかけ
(富田林市須賀地区)

⑥ 借り手への広報活動

大阪市内で開催された農業参入フェア等において、相談コーナーを設置し、企業や農家の相談対応や広報活動を行った。

また、公社はハートフルアグリサポートセンターの一員として、大阪府と連携して農業参入や事業継続に向けた相談業務を行った。

さらに、農業に関心のある法人に参入を働きかけるため、セミナーとワークショップを開催した。ワークショップでは課題や稼ぐ農業の実現に向けて、意見交換を行った。



農業参入フェアでの相談状況

(平成 29 年 11 月 28 日)



公社主催のセミナー&ワークショップ

(平成 30 年 3 月 16 日)

⑦ その他

機構事業に携わる大阪府及び公社の職員が、法人化や新規参入を目指す担い手に、税務や経営等多角的な支援を行うための知識とノウハウを身につけることを目的に、法人化勉強会を実施した。

(2) 就農支援事業

○農の成長産業化推進事業

都市農業のメリットを生かし、経営感覚に優れた農業者を育成し、農業所得の拡大、ひいては大阪農業の成長産業化を図るため、大阪府は JA グループおおさかと連携し「大阪府農の成長産業化推進事業」を実施した。同事業の実施に当たり、公社は行政と農業団体で構成する「大阪府農の成長産業化推進会議」に参画した。



おおさかNo-1グランプリ
彰式の様子